

## 令和4年長浜市農業委員会1月定例総会会議録

令和4年1月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	7番 廣部 重嗣
	8番 森 勘十	9番 橋本 治太郎
	10番 村方 義昭	11番 伊藤 泰子
	12番 尚永 稔	14番 北川富美子
	15番 大塚 高司	16番 阿辻 康博
	17番 小畑 義彦	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

### 2. 会議に欠席した委員

なし

### 3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則  
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一、主査 川瀬 正徳

### 4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報告	農地利用配分計画の認可の通知について

議案第37号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第38号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第39号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第40号	農用地利用集積計画案について
議案第41号	土地改良事業参加資格交代承認について

## 5. 議事録署名委員

2番 中川 半弥                      3番 家倉 和行

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より長浜市農業委員会、令和4年1月の定例総会を開催させていただきます。改めまして、新年あけましておめでとうございます。令和4年が始まり、気持ちも新たに前に進み出したいところですが、年明け早々、オミクロン株の感染が急速に拡大し、沖縄、山口、広島の前3県では、まん延防止等重点措置が適用されました。また、滋賀県においてもクラスターが発生したことなどにより、警戒レベルが2に引き上げられました。今一度、基本的な感染防止対策をしっかりと実践し、感染拡大防止に取り組んでいきたいと思っていますところです。

さて、今年は寅年です。寅年生まれの人は前向きでチャレンジ精神が強く、どんなことにも強い信念を持って挑んでいく傾向があり、たとえ失敗したとしてもめげずに何度も立ち向かっていく人が多いようです。依然として農業は厳しい局面にありますが、寅年にあやかり、強い信念とチャレンジ精神で乗り越えていきたいものです。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、12月17日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので職員も出席しております。続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が5件、4条申請が1件、5条申請が9件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る1月5日に当番委員、14番の北川富

美子委員、16番の阿辻康博委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますのでご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえでご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。本年もよろしくお願い申し上げます。

終息にむかうかと思われた新型コロナウイルスですが、新種であるオミクロン株の感染が長浜市でも急速に拡大しております。皆様も感染防止対策をしっかりと実践し、感染拡大防止に取り組んでいただきたいと思います。

今年は、降雪が大変多い年です。昭和56年にありました豪雪をご存じの方にとっては少なく感じられるかと思いますが、市外の国道では渋滞が起こるほど混雑しました。

我々は農家ですので、冬は農閑期であります。時期がきて雪が溶けましたら、元気にスタートしたいと思っております。

長浜市農業委員会といたしましては、今年も今までどおり元気にやっていきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、2番の中川半弥委員、3番の家倉和行委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願い申し上げます。まず、報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和4年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、八幡東町地先、田1筆、578㎡を住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は宅地、西は道路、南は宅地、

北は宅地です。

番号2、土地の表示、神照町地先、田2筆、157㎡を住宅用敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東、西、南は宅地、北は道路です。

番号3、土地の表示、八幡東町地先、田1筆、198㎡を住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は東は雑種地、西は市道、南は宅地、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計2筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は田2筆、4,276㎡の解約です。番号1は、耕作目的による相対による利用権の解約です。番号2は、転用目的による利用権の解約です。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和4年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。2月定例総会における議案第531号、10月定例総会における議案第21号、11月定例総会における議案第27号にて、計画が決定されたことにより滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和3年3月23日、11月26日、12月8日付で、担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する、農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。2月の利用集積計画の内、55筆、145,827㎡、10月の利用集積計画で、329筆、666,649.5㎡、11月の利用集積計画の内、4筆、7,610㎡、合計820,086.5㎡について農地中間管理権の設定があり、また、担い手育成基金が借り手となり、10年の期間で利用権設定されていたものを期間途中で他の耕作者の変更があり、残余期間について次の耕作者への農地中間管理権の設定が60筆、103,520㎡を含め、今回の配分計画では35人の借り手に448筆、計923,606.5㎡貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問がありましたら発言ください。

ございませんか。

(会長)

ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が5件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、酢地先の畑2筆、348㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、耕起がされていることを確認しました。譲渡人は県外に居住しており申請地の管理ができないことから、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、高畑町地先の田1筆、1,018㎡を贈与にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ耕起がされているのを確認しました。譲渡人は県外に居住しており申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と間で贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、西浅井町庄地先、田2筆、623㎡、畑2筆、476㎡、計1,099㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地、白地の田畑で耕作放棄地や管理されていた農地です。本案件は昨年11月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。譲受人はすでに西浅井町庄の空き家を購入され、本申請地についても譲渡人と売買で話がまとまったため本申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、木之本町西山地先の田1筆、124㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ管理されていることを確認しました。譲渡人は非農家であり申請地の管理ができないことから、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、高月町唐川地先の田1筆、1,141㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ耕起がされていまして。譲渡人は県外に居住しており申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と間で売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から番号5につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第37号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第37号についてご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第38号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第38号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第38号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる11月21日に農地等調査委員会の將亦委員長、2番の中川半弥委員、17番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和4年1月5日に14番の北川富美子委員、16番の阿辻康博委員にお願いし、行っております。結果については各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

申請番号1、木之本町小山地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。第2種農地においては申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、北川委員さんよりご報告をいただきます。

(北川委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、木之本町小山地先、畑、574㎡、転用目的を植林とした申請です。周囲の状況は東と西と南と北は山林です。

写真をご覧ください。申請地は山林化しています。これは明治から大正にかけて桑畑として管理していましたが、養蚕事業が衰退し、杉の木を植えられ現在に至っております。今回、申請人が相続に伴い不動産整理をされたところ、地目が農地になっていたことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第38号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第38号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第39号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第39号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第39号につきましては、今月の締切までに9件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第38号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員をお願いし、行っております。結果につきましては各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

申請番号1、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

中ほどに位置します。また申請地は都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。都市計画法に基づく用途地域内では特例により土地のみの造成が可能となり、分譲宅地を目的とする転用申請です。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

#### (阿辻委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、内保町地先、田、1,946㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は雑種地、南は宅地と農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は湖北地域を中心に不動産業を営む法人です。今回、住環境がよく、需要の高い地域で分譲宅地の計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

#### (事務局)

申請番号2、湖北町津里地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告をいただきます。

#### (北川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、湖北町津里地先、畑、152㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は農地と宅地、西と南は譲渡人所有農地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は結婚を期に両親との同居を考えておられましたが、生活形態が違うことから両親の居住する集落で別住居を建設する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、高月町宇根地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、高月町宇根地先、畑、204㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東と南と北は宅地、西は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されています。これは昭和50年頃に譲渡人の夫が離れを建てられましたが、今回の申請に伴い解体され更地になっております。また、譲受人は現在県外に居住していますが、今回、両親が高齢になってきたことから両親の居住集落で住居を建設する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高月町馬上地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告をいただきます。

(北川委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、高月町馬上地先、田、603㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は用悪水路、南と北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地集落内に両親と同居されています。今回、子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたことから、両親の居住集落内で別住居を建設する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、曾根町地先、畑、298㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東と南は道路、西は農地、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の南側で住宅関連の設備工事業を営んでいます。現在、来客用の駐車場スペースが少なくイベント等も行えないため、今回、店舗近くで駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、余呉町中之郷地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告をいただきます。

(北川委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、余呉町中之郷地先、畑、138㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東と西と南と北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の隣接地に居住しています。今回、現在居住している住居の老朽化に伴い、住居の建替えを申請地と合わせた利用計画で建てられ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7と8は関連がありますので併せて説明します。今町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

先ほど事務局からも説明がありましたが、番号7と8は関連がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、今町地先、畑、42㎡、契約内容は売買、番号8は、畑、43㎡、契約内容を贈与で転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は東と南は道路、西と北は山林です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲受人が平成10年頃、駐車場として造成され現在に至っております。今回、譲渡人と所有権移転の話が進む中で、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、南浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては北川委員よりご報告をいただきます。

(北川委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、南浜町地先、畑、411㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東は農地と宅地、北は農地、西は道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の南側の隣接地に居住し、集落内で小売業を営んでおります。事業用コンテナを自宅駐車場に移設することになり、自宅駐車場がなくなることから自宅近くに自己用と従業員駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第39号について、ご意見、ご質問を求めます。  
ございませんか。

(二矢委員)

番号7,8についてお聞きします。写真で拝見すると隣り合わせですが、番地が大きく違うのはなぜですか。

(事務局)

お答えします。同じところにございますが、片方は圃場整備エリアに入っております。それぞれの筆の境界で圃場整備のエリア、そうではない所と分かれており、土地の表示が違っております。

(二矢委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第39号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第40号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第40号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず相対による利用権の設定につきましては、貸し手10人に対して借り手が5人で、筆数は20筆、合計の面積で39,153㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者7人、取得者8人、筆数は15筆、面積は22,914㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが、利用権設定について、と記載されている番号1から番号20につきましては全て相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルが、所有権移転に

ついて、と記載されている番号1から番号15につきましては耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1と番号2、番号5から15については譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。また番号1から番号4については前回の議案に引き続き、市の所有地が譲受人と調整が整いましたので、諮問案件としております。なお、番号3と番号4の譲受人は認定農業者ではございませんが、国からの通知で、公共事業により買収された農地の代替として同等の面積の農地等の権利を取得する際には、農地法で規定する下限面積要件を満たしていない場合であっても取得が可能となるよう、市町村が農用地利用集積計画を作成、公告することができる、とあり、この通知の趣旨を踏まえると、公共事業に協力いただいた方に対しては基盤強化法により市の方針に沿った柔軟な対応が可能であると考えられることから、当該農地を引き続き耕作していただける意欲ある農業者に市の方針に基づき、基盤強化法を適用して所有権移転を行うものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第40号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第40号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第41号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第41号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改

良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から3番までの3件につきましてはいずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第41号について、ご意見、ご質問を求めます。  
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第41号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

それでは、次に報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

今年度の非農地の決定について、ご説明させていただきます。本協議事項につきましては、昨年の新体制以後、8月から9月にかけて、農業委員、推進委員の皆さんにご協力いただき、農地利用状況調査の際に、森林、原野化し農地に復元することが著しく困難な土地、いわゆるB分類と判断した農地2筆1,076㎡について、非農地とするものです。

手続きとしては、担当委員会で非農地と判断したものを総会で協議、決定する手順となります。今年度については、担当委員会である農地最適化委員会を令和3年12月20日に開催し、農地法第2条に規定する農地に該当するか否かを審査しました。その後、令和4年1月11日を期限とし、意見照会を行った結果、期限内に意見がないことから、非農地と判断し裏面にある、非農地の取扱い運用について、第3の規定に基づき、1月定例総会において協議をお願いするものです。対象農地は、位置図、航空写真、現況写真と関係資料を添付しております。対象農地の隣接地は山林であり、対象農地についても一部に山林がかかっており、土地の周囲の状況からしても、農地として復元、利用はできないと見込まれます。農地最適化委員会でも非農地と判断された農地は、山間部と一団化しているものです。

今後の非農地の手続きの流れは、本日、案件の2筆について、最適化推進委員会で非農地の決定させていただき、本総会にて決定していただきましたら、令和4年2月中旬に文書にて土地所有者農地としての利用計画があるかどうかを確認し、所有者に異論がなければ、令和4年3月中旬に非農地通知を発出して、地目変更登記をされるよう指導していく予定です。また、併せて本市税務課、法務局などの関係機関にもその旨を通知するとともに、令和4年3月末に農地台帳から削除します。

ここで補足ですが、地目変更登記については、非農地通知を行ったあと、所有者から行っていただくものですが、今般、滋賀県農業会議、滋賀県、法務局等が、農業委員会で非農地判断した農地について、職権で登記地目変更ができないかの協議を行っています。これが可能になれば、非農地判断の手続きに変更はありませんが、所有者へ負担などがなくなることを補足説明とします。こちらについて、結果については協議中でございますので、また決まり次第、後日ご報告をさせていただきたいと思っております。

非農地の決定についての説明は以上です。非農地の決定について、ご協議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました非農地の決定について、ご意見、ご質問を求めます。ございませんか。

(多賀委員)

私は12月の農地利用最適化委員会で協議し、非農地判断をしました。ご覧になるとわかりますように、農地に復元することが不可能農地ですので判断をしましたが、この協議をお願いします。

(会長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

(將亦委員)

担当地域の遊休農地パトロールで、現地の農地利用最適化推進委員と一緒にパトロールをしているなかで、現地調査で山林化などしており、農地への復元が難しいと判断しました。上草野地区の県道沿いになりますが、一部は圃場整備ができております。県道の反対側は、以前は水路があったとお聞きしておりますが、現在はその水路もなく、復元は非常に厳しいということで、非農地にしても問題ないと思っております。

(廣部委員)

お聞きします。現況地目が農地から山林へと登記の変更をしていただくように促します

が、なかなか所有者本人が手続きが出来ないため、市が登記地目も変更するという事です  
ね。

(事務局)

通常は本人申請で地目変える必要があり、農業委員会が非農地判断をし、非農地通知を  
本人へ郵送します。それを持参し、法務局へ行っていただきますと登記地目の変更ができ  
ます。非農地通知をしても、なかなか手続きされないケースが多いのが実態でございま  
すが、現在、県と農業会議、法務局で協議、調整を行っており、非農地判断を行った農地  
について、本人に地目変更を行ってもらうのではなく、法務局の職権で地目変更ができる  
よう話し合いが行われている途中ですが、まだ、結論はでておりません。

今回は非農地通知を今までと同じように出し、本人に法務局へ地目変更に行ってい  
ただくよう指導しますが、手続きをされるかは不明です。

(廣部委員)

まだ決定ではないということですが、今までに非農地判断をした農地で地目変更を行  
っていない農地も早急に対応していく予定ということですか。

(事務局)

検討いたします。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは非農地の決定について、これを承認することを農業委員会の意見として決定  
することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

(事務局)

それでは、令和4年1農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させてい  
ただいております。

2点目、令和4年2月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年2月10日、木曜日の  
午後1時30分になり、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和4年2月の農地転用の現地調査につきましては、令和4年2月3日、木曜日の  
午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は、9番の橋本委員、  
15番の大塚委員となっております。案内については後日、通知させていただきます。よろ  
しくお願いします。

4点目、令和4年1月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年1月21日、金曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、1番の八若委員、6番の森川委員です。よろしく申し上げます。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)